

岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴税吏員の証票)</p> <p>第4条 徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、<u>その身分を証明する徴税吏員証票を携帯しなければならない。</u></p> <p>(税率)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。</p>	<p>(徴税吏員の証票)</p> <p>第4条 徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合においては<u>その身分を証明する徴税吏員証票を、産業廃棄物税の犯則事件に関する調査のため質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え（法第22条の4第1項に規定する記録命令付差押えをいう。）を行う場合においてはこれらの職務を行うべき職員として指定されている旨を記載した徴税吏員証票を携帯しなければならない。</u></p> <p><u>（現行犯事件の臨検等）</u></p> <p>第4条の2 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。</p> <p>(税率)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 産業廃棄物税は、地方税法施行令第6条の17第2項第9号に規定する<u>条例で指定する法定外目的税とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。